

○職員が部外競技会等に参加する場合の勤務上の取扱要領

平成12年 4 月19日

埼例規第42号・教・務

警 察 本 部 長

職員が部外競技会等に参加する場合の勤務上の取扱要領の制定について（例規通達）

埼玉県警察職員が、部外競技会等に参加する場合の勤務上の取扱いの適正を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成12年5月1日から実施することとしたから、運用上誤りがないようにされたい。

別添

職員が部外競技会等に参加する場合の勤務上の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察職員（以下「職員」という。）が、警察機関以外の公的団体等が主催する運動競技会等（以下「部外競技会等」という。）に参加する場合の勤務上の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 公務として取り扱う場合

- 1 公務として部外競技会等に参加できる職員及び種目は、次表のとおりとする。この場合、当該職員が選手（補員を含む。）、監督又はコーチとして参加する場合に限る。

区分	職 員	種 目
1	主席師範、師範並びに埼玉県警察術科訓練規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第12号）に規定する術科指導者、特別強化訓練員（指定を受けた種目に限る。）並びに警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類及びⅢ類採用者（採用時教養を終了していない者に限る。）	柔道 剣道 射撃競技 駅伝競走
2	埼玉県警察山岳救助隊設置運用要綱（平成3年埼例規第8号・外勤）に規定する山岳救助隊員	山岳競技
3	交通部交通機動隊員	二輪車のトライアル競技
4	警備部機動隊員	ボート競技
5	その他本部長の指定を受けた者	本部長が必要と認めた種目

2 公務扱いの対象とする部外競技会等の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公的団体又は全国規模の競技団体が主催又は共催する県大会以上の競技会で、国内において行われるもの
- (2) 前記(1)の競技会の一環として行われる予選大会及び選考会
- (3) 前記(1)及び(2)の競技会に参加する県代表としての強化訓練（参加依頼に基づくものに限る。）

一部改正〔平成23年第496号、28年第1782号、29年第639号、6年第1193号〕

第3 職務に専念する義務を免除する（以下「職免」という。）場合及び年次休暇（以下「年休」という。）を取得させる場合

所属長は、前記第2に該当しない職員を部外競技会等に参加させようとする場合は、職免又は年休を取得させるものとする。この場合において、当該部外競技会等の内容、当該職員の技量、参加依頼の有無等を考慮し、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び同部教養課長（以下「教養課長」という。）とその都度協議の上、職免又は年休の別を決定するものとする。

第4 所属長の措置

- (1) 所属長は、職員を部外競技会等へ参加させようとするときは、事前に大会の概要、参加依頼の有無等所定の事項を教養課長宛て報告すること。
- (2) 所属長は、当該競技会等への職員の参加に関し、公務としての取扱いに疑義がある場合は、警務課長及び教養課長と事前に協議すること。
- (3) 所属長は、災害事案が発生したときは、速やかに警務課長又は教養課長に必要な報告をすること。
- (4) 所属長は、職員を部外競技会等に参加させる場合は、万一の災害に備え、積極的に任意保険への加入を指導すること。

一部改正〔平成28年第1782号〕

第5 その他

所属長は、国際大会等への参加については、その都度警務課長及び教養課長と協議すること。

実施日

この例規通達は、平成12年5月1日から実施する。

実施日（平成23年 3 月18日教第496号）

この通達は、平成23年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成28年 9 月27日教第1782号）

この通達は、平成28年10月 1 日から実施する。

実施日（平成29年 3 月31日教第639号）

この通達は、平成29年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 6 年 6 月28日教第1193号）

この通達は、令和 6 年 7 月 1 日から実施する。